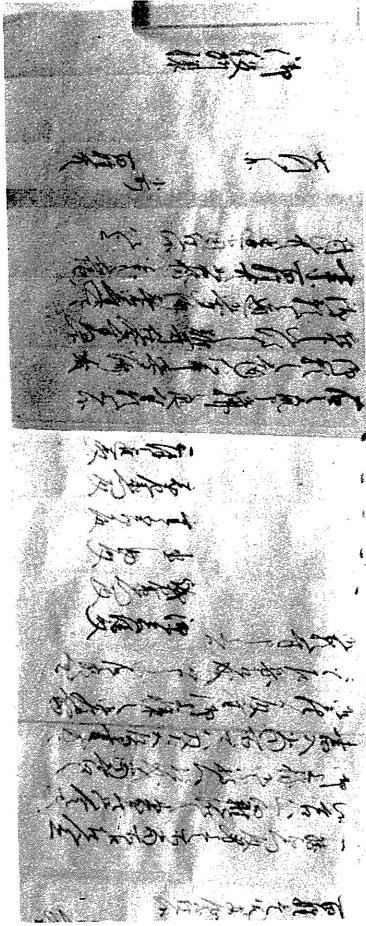


名古屋大学附属図書館高木家文書調査室

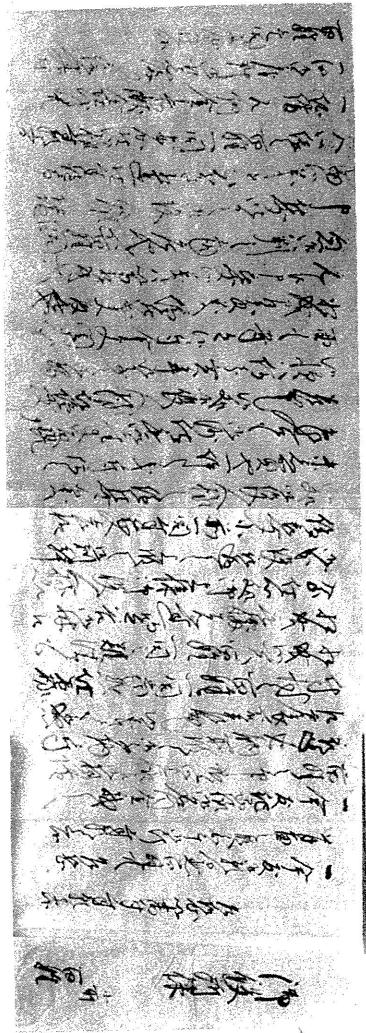
高木家文書調査報告 V

一九七六年三月

弘化2(1845)年 多良九ヶ村一揆訴状



(包紙)



(八段文詰)

目次

- まえがき
- I 調査室運営
- II 調査室の事業
 - 1 高木家文書・種田家文書展示会
 - 2 本学所蔵以外の高木家文書調査
 - 3 閲覧
- III 分類・整理
- 1 分類項目
 - 2 第五年度一点整理進展状況
 - 3 解題

まえがき

高木家文書調査五カ年計画の最終年度が終了しようとしている。ここに、調査報告書の第五集を作成する。

本調査報告は、はじめに、今年度の運営委員会の経過報告をし、つぎに、展示会、本学所蔵以外の高木家文書調査、閲覧、一点整理などの諸事業について、項をわけて報告する。最後に、今年度整理済みの文書のなかから、おもなものをきぎ取りあげ、その仮解題をする。今年度は七〇七四点のカード化を終了し、初年度から通算して三五七六四点となつた。今年度の整理は、昨年度にひきつき、各分類項目への追加整理の例も少なくないので、解題は、必要な範囲で、前年度までの整理済み文書との関連に留意しながら進めていく。

なお、この報告書は主として西田真樹室員によって作成された。なかでも、解題はもっぱら同室員の執筆するところである。

なお、本事業は、一九七九年三月まで、三年間延長されることになった。

一九七六年三月

I 調査室運営

1 第一回運営委員会 四月一〇日

はじめに、運営委員会の委員長として、塩沢君夫教授を再選した。

つぎに、第五年度整理事業計画と支出計画が提案され、審議された。今年度は五ヵ年計画の最終年度にあたっているにもかかわらず、全文書の整理完了は不可能であることが明らかにされた。その理由として、対象である文書の内容が複雑であるために、整理作業の主要部分を占めるところの、文書の性格を規定することに多大な困難があり、そのための作業速度の遅れと、整理の進展にともなって、発足当初推定した点数をかなりうわまわっていることなどが説明された。したがって、今年度の計画は、今年度中に整理を完了させることができないことを前提とした計画であることが承認された。その結果、本年度の整理事業計画は、(一)準備作業(整理に必要な消耗品、備品などの準備)、(二)基本作業(一点整理、財政、治水など約一万点)、(三)付随作業(曝書、防虫、補修)、(四)目録作成準備作業(原稿の作成と校正)、(五)その他の必要作業(大分類の点検、整理、調査報告書第5集作成、史料簿作成、高木家文書のうち本学以外に所蔵されている文書の調査、採訪)の五本の柱とするにした。また普及活動である展示会についても、前回規模で実施することにした。

整理費支出計画は、主として人件費上昇を見込み、前年度比二八%ののび率で予算要求することで了承された。一九七五年度の運営委員会および調査室のスタッフはつぎのとおりである。

文学部教授 佐藤 進一

同 助教授 綱野 善彦(小委員会委員)

教育学部教授	江藤 恭二
法学部教授	平松 義郎(小委員会委員)
経済学部教授	塩沢 君夫(運営委員長)
理学部教授	大西 英爾
医学部教授	祖父江 逸郎
工学部助教授	島田 静雄(小委員会委員)
農学部助教授	片岡 順
教養部助教授	伊藤 忠士(小委員会委員)
室長	塩沢 君夫
室員	西田 真樹
補助員	山下 美智子
同	中島 淑子
同	山森 寿子(四月一日付)
同	笛本 正治(四月八日付)

2 第二回運営委員会 五月二日

第一の議題は昨年度決算報告であった。質疑の第一点は、賃金の残額が予算の一〇%以上にあたることについて

てであった。これは年度なればにして退職した二人の補助員の補充ができなかつたことによると説明された。つぎに、役務費の未消化については、文書を補修する業者の仕事がはかどつていなかつた現状が報告された。右のような質疑応答ののち、決算報告は承認された。

つぎに、今後の整理事業計画について意見が交換された。結論的には、事業の延長を要請していくことになり、細目の検討を小委員会に委ねることにした。

3 第一回小委員会 五月二一日

最初に、今年度の小委員会委員長に平松義郎委員を互選した。

つぎに、整理の見通しについて議論された。未整理文書の点数は四六六〇〇点と概算された。その内訳は、まだカードづくりの段階に入つていない治水関係文書が一五〇〇〇点、分類済みが九一〇〇点、書状を中心とした関連文書が二〇三〇〇点、日置江村文書が二一〇〇点である。さらに、文書としては整理不可能で、別途の整理法を考える必要のある絵画習作などが多数ある。これを一年間に八四〇〇点のペースで整理すると五・五年かかり、今年度はあと半年残っているので、五年延長する必要がある。また、書状類と日置江村文書を除外すると約三年かかり、二年半の延長が必要となる。議論の結果、この推定は、第一に未整理文書の概算に甘さがあり、第二に、目録原稿作成も併行するわけであるから、年間八四〇〇点の整理は不可能にちかい、などの点が指摘され、再度検討しなおすことになった。

4 第二回小委員会 六月二一五日

はじめに、整理課長から、今年度の予算二一六万円が六月二十四日の評議会で承認されたむね、報告があつた。つぎに、前回の小委員会からの継続審議として、高木家文書整理の見通しについて議論された。前回の議論を踏まえて、未整理文書の概数を四六六五〇点と見積りしなおし、年間の整理点数も、より実現可能な線として七〇〇〇点を目指にたてた。これにより、全文書の整理完了までに六年半を要し、書状類、日置江村関係文書を除外したばあいは三年半かかることが明らかにされた。審議の結果、小委員会としては、三年間の延長をし、書状類と日置江村関係文書はひとまず除外して整理を完了させ、あわせて目録の原稿もこの期間に完成させる方針をとることになった。

高木家文書の整理と関連して、「総合資料学研究科」設立構想が紹介された。これは総合資料学の体系化と資料専門家の養成を目的とする独立大学院であると説明された。

5 第三回運営委員会 九月二一五日

本年度整理費は、六月二十四日の評議会で、運営委員会の要求どおり承認されたことが報告された。なお、予備費の使途は今後検討することにした。

高木家文書整理の見通しについて、小委員会の議決事項が報告され、了承された。書状類、日置江村文書、絵画習作、雑物などの整理は別途考慮することになった。三年間延長要求の趣旨説明の文案作成は小委員会に委託された。

第一の議題は運営委員会の見学会についてであった。今回は、豊田市史編纂室で、旗本鈴木市兵衛家文書、挙母藩主内藤家文書、尾張藩家臣渡辺半蔵家文書などを閲覧し、さらに豊田市郷土資料館、高月院を訪問することになった。見学会は一月一二日に実施された。参加者は一三名であった。

第二に、今年度の展示会について議論された。今回は百姓一揆関係文書、尾張藩家臣種田家文書を出陳することにした。期日は一二月第一週とした。

最後に、「高木家文書調査室の事業について（案）」が検討された。議論にもとづいて若干の修正をし、運営委員長に提出することになった。

なお、この案文は一〇月一七日付で各委員に送付され、意見を徵し、その結果、一一月一〇日付で運営委員会の正式文書として決定された。左に掲げる。

昭和五〇年一月一〇日

高木家文書調査室の事業について

高木家文書調査室運営委員会

高木家文書調査室は、「名古屋大学附属図書館高木家文書調査室規程」にもとづいて、昭和四十六年三月二五日に発足し、来年三月をもって五年を経過する。

この間、調査室は、同規程第一条にあるように、高木家文書を調査し、整理し、閲覧に供するための業務を中心に行なってきた。発足当初、約五万点と推定された同文書を、一カ年に約一万点整理し、五カ年で完了する計画で業務が進められ、今日に至っている。四年以上経た今日の段階では、総点数が当初推定したものよ

りかなり多いことが判明したこと、および整理作業にともなう種々の困難のため、最初の予定期間（五年）内に整理事業を完了することは不可能であると判断された。

ここに、これまでの業務と実績の概要を報告し、整理事業の一定期間延長が必要とされる理由を説明したい。

1. おもな事業内容

整理事業の基本は一点整理による分類、ラベル貼付、カード作成であるが、そのための必要作業として、曝書、防虫、補修のほか、関連文書の調査、史料簿作成、毎年の報告書作成などがある。これと併行して毎年文書の展示会を開催し（昭和四六年一〇月、四七年一一月、四八年一二月、五〇年一二月予定）、また、図書館関係者をはじめ大学内外の強い要望により、昭和四九年二月に、東海地区大学図書館協議会の協力を得て、古文書講習会を実施した。以上のような事業を、近世古文書についての専門的研究者である室員（助手）一名を中心に補助員数名の協力によって進めてきた。なお業務内容の詳細は、「高木家文書調査報告I」、「II」、「III」、「IV」に述べられているので参照されたい。

2. 事業の実績と問題点

一点整理の実績は、末尾に付した別表「高木家文書項目別整理済み点数調」（省略）に示すように、昭和五〇年九月二三日現在、三一九五九点である。これを年度別に総数のみを示すと、（表1）の如くである。

整理点数が、当初予定より下まわった原因としては、文書の質、および人的な制約をおもなものとしてあげることができる。

文書の質という点からみると、冊子類など比較的処理の容易な文書を主として手がけた第一年度には、調査室の整備などのため実際の整理事業の開始がおくれたのにもかかわらず、約九千点と、ほぼ予定通りの実績を

(表1)年度別整理済み点数

第1年度	8937点
第2年度	7079点
第3年度	7493点
第4年度	5181点
第5年度9月23日現在	3269点
合計	31959点

(表2)未整理文書の概数

項目名	点 数	小 計(点)	合 計(点)	備 考
治 水	15000			※
土 地	50			
支 配	450			
家 臣	50			
勤 役	650	23650		
家 政	2650			
財 政	1700		45550	
明 治	3100			
書 状	20300	20300		※※ ※※※
日 置 江	2100	2100		
絵画習作	-	ダンボール 2 箱		※※※※
雜 物	-	ダンボール 4 箱		

整理済み点数と合わせるならば、現在の推定総点数は約七七五〇〇点となる。

※ ほぼ実数

※※ いわゆる書状だけではない

※※※ ダンボール箱1箱700点の見積り

※※※※古文書とは別の分類方法を考える必要あり

現室員（助手）とほぼ同水準の能力を有する人員を、補助員として常時確保することは現状ではきわめて困難である。また、非常勤のアルバイトとしての補助員にしてもしばしば入れ替るなど、止むを得ない事情のため、作業の系統性、連続性を維持することが難しく、作業能率が大きく左右されたことも看過できない。むしろ、こうした困難はありながら、これまでに三万点をこえる整理点数の実績をあげることができたのは、室員（助手）の努力を中心に、補助員を含めた、きわめて密度の高い作業を推進した結果であるといえよう。

3. 推定総点数と未整理文書

当初約五万点と推定された同文書は、整理が進むにつれて、当初予想をかなり上まわる数にのぼることが明らかにされてきた。これはおもに、ダンボール箱に詰めこまれた古文書のうち、とくに一枚物類は、一包みや一括りが数点、ときには数十点を含むといった推定不可能な実態が次第に明らかになってきたことによるものである。今日の段階で推定しうる未整理文書の概数は（表2）に示すように、合計約四五五五〇点である。

4. 今後の整理の見通し

第五年度の人員配置である室員（助手）一名のほか、補助員三名（延二八〇日分）を前提とし、これまでの実績から算定される平均的作業能率によって算出すると、一ヵ年約七千点の整理が可能であると考えられる。このことから3に述べた未整理文書のすべての整理を完了するためには、今後約六年六ヶ月を要すると判断

あげることができた。しかし、整理がすすむにつれて、一枚物など文書の史料的性格の判断にも時間と専門的能力を必要とし、また、補修などのこまかい手数がかかる文書の整理が次第にふえるなど、作業上の困難が増大したため、とくに第四年度では約五千点という、当初予定の半数の実績に止まっている。こうした作業上の困難を解決する有効な方法の一つは、作業従事者数の増加である。そのため、これまでも補助員予算の増額など、全学の協力を得て努力してきた。しかし、こうした努力は予算措置を伴うために制約が少くない。さらに、作業能力の面からいえば、近世古文書の取扱いや解読、整理に必要な専門的判断などに關して、

される。

しかし未整理文書のうちの多くを占める書状、および日置江村関係文書（これは高木家文書のうちでも、他の多くのものと異なり、村方文書としての性格を有している）を除いて、同文書の整理に一応の区切りをつけることも不可能ではない。この場合には、必要年数は今後三年五ヶ月と考えられる。また整理事業の最終段階に当る同文書目録の原稿作成作業も、必要年数期間内に完了することが可能であると推定される。

5. 高木家文書調査事業の意義

この事業は、全学の多大な協力に支えられ、進められてきたが、その学問的意義は学内はもとより、全国的にも大きな注目を集めてきた。

それはとくに、毎年の報告書にある通り、学界でも未だ十分解明されていない旗本領主制および治水史に関する貴重かつ豊富な史料群であることが、整理の進展とともにますます明らかにされているからである。

さらに見落せないことは、この整理事業そのものが、学問的にも未確立の近世（江戸時代）史料に関する古文書学的、ないし史料学的研究の基礎的な成果を生み出している点である。

また、4で述べたように、書状を除いて、一応整理に区切りをつけることも不可能ではないが、そのことは、この多数の書状の史料的価値が低いことを意味するものではない。この書状の中には私的な挨拶状のほかに、家臣などの公的役務上の内容をもったものも少なくない。これは領主制における公務の実態を如実に示すものとして、むしろ史料としてはきわめて高い価値をもっている。従って、史料内容の十分な検討を通して整理、分類するという綿密な作業を必要とする。

もしこれを整理の対象から当面除くという場合には、近い将来、何らかの形で、残された文書の整理計画が

立てられる必要があろう。

以上のように、この事業は、学問研究の発展に寄与すること大であり、現在進められている事業を中断することなく、一定期間の延長によって、事業を完了させるか、もしくは、一応の区切りをつけることが、発足時の事業の目的にそるものであると考える。

以上の点で全学の協力を期待するものである。

以上

7 第四回小委員会

一一月二六日

今回の議題は展示会についてであった。審議の結果、日程は一二月八日から一三日までの一週間とし、名称を「高木家文書・種田家文書展示会」とした。高木家文書の展示テーマは、「弘化二（一八四五）年高木家領多良丸カ村一揆」に決定され、四一種五三点を出陳することにした。

種田家文書は、伊藤忠士委員が種田義彦氏から借用しているものであるが、あらためて、運営委員長名、館長名で出陳依頼状を出すことを要請することになった。

展示会の案内状は例年どおり、東海地区の大学、公立図書館、高木家文書関係者に発送することにした。

8 第五回小委員会 一二月一九日

まず、今年度の整理事業費の支出状況が報告された。あわせて、本事業の延長に関する件が二月一四日の評議会で議題として取りあげられたことが報告された。つぎに、目録原稿作成の進展状況が報告された。この段階で

原稿化できているのは「領地・知行地・土地台帳」項の五一〇点のみで、これだけに一人で一週間かかっている。年度はじめの事業計画では、作業のひとつ柱として原稿作成を位置づけていたが、一点整理の進展を優先することによって、二週間しかさせなかつたこと、また、まったく新しい作業であるので軌道にのらず、二週間という期間にもかかわらず五一〇点しかできなかつたことが報告された。しかし、軌道にのりさえすれば、作業はかなりなピッチで進むことも明らかになつたので、当面、一点整理をまず第一に進め、ときめき目録原稿の作成も併行することが確認された。事業の延長が認められたなら、来年度の秋ごろにこの件について検討しなおすこととした。

調査報告書第五集は、例年どおり、B五版、縦書、タイプ印刷、約五〇ページとし、原稿作成中であることが報告され、承認された。

9 第四回運営委員会 三月一〇日

本年度の経過報告がされた。整理の進展状況は、予定の七〇〇〇点を七四点超過達成し、目録原稿は「土地台帳」項五一〇点、「高帳」項一三三点がすんだことが報告された。つづいて、本年度整理費の支出状況と支出予定について報告された。以上、一括審議ののち、承認された。

高木家文書調査室の存続については、三月五日の評議会で全会一致で三年の延長が認められたことが報告された。当面整理の対象からはずされた二万点余については、図書館側で文部省と折衝していくことになった。

II 調査室の事業

1 高木家文書・種田家文書展示会

展示会は一二月八日から一三日までの六日間、図書館視聴覚室にておこなわれた。参観者は、学内者一一七名、うち学生六七名、一般五〇名、学外者八八名（一般）、合計二〇五名であった。参観者には展示史料の解説パンフレットを配布した。

高木家文書は弘化二（一八四五）年の多良九カ村百姓一揆に関するものを出陳した。この一揆関係文書は一五〇点以上あり、当事者が実際の経緯の渦中にあって記したもので、これほど豊富に残されている例は全国的にみてもきわめてまれであり、一揆研究上貴重な史料である。このうち、今回は四一種五三点を出陳した。展示史料の種類と配列はつぎのとおりである。

（展示テーマ）

弘化二（一八四五）年高木家領多良九カ村一揆

（展示史料目録）

一 御領分多良郷九ヶ村小前百姓共押願一件（袋紙） 弘化二年七月

二 多良郷御領分村々御百姓共芦谷山御林山立入杉伐候一件

弘化二年七月六日（

一点

三 乍恐以書付奉願上候（一揆訴状、口絃参照）

（弘化二年）七月
天保十四（一八四三）年正月
弘化二年正月

四 御家中土帳（并御役付

五(1)副紙引宛証文之事（紀州名目金借用証文）

(2)奉拝借御金之事（右におなじ）

(3)奉当借御金之事（右におなじ）

六 志ヶ谷御用所江年々納金書出帳

七 以口書奉歎願候（借金返済猶予願）

八 御借財仕訳帳

天保一一(一八四〇) 年二月

天保一年三月

天保一〇(一八三九) 年一二月

天保一〇年

弘化二年四月

弘化二年八月

同四年一一月

天保一五(一八四四) 年二月

弘化二年七月二一日夜

弘化二年七月

〔弘化二年〕七月二二日

〔弘化二年〕七月二五日

〔弘化二年〕七月二六日

弘化二年五月七月

弘化二年七月

弘化二年七月

弘化二年七月

弘化二年七月

〔弘化二年〕七月二八日

一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点

二点

一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点

一九 乍恐以書付御願奉申上候（隠居懇留）

弘化二年八月

二〇 乍恐以書付奉申上候（役人罷免要求）

弘化二年七月二九日

二一 乍恐以書付御願奉申上候（百姓詫狀）

弘化二年七月

二二 [書状]（桑名藩山脇操より）

〔弘化二年〕八月一八日

二三 [書状]（大垣藩城代戸田五郎左衛門他より）

〔弘化二年〕九月一四日

二四 御直命之写（勝手向方委任）

弘化二年九月

二五(1)奉差上御請書之事（直命請書）

弘化二年九月

(2)乍恐以口書奉申上候（御用達につき願）

弘化二年一〇月

二六 乍恐以口書奉申上候（直命断り）

〔弘化二年〕十一月九日

二七 十一月九日昼後演舌（直命断りの由不届）

弘化二年一一月

二八 乍恐以口書奉申上候（一揆頭取口書）

弘化二年一一月

二九 以口書差出シ申候（又治郎口書）

〔弘化二年〕一一月二一〇日

三〇 [御糺申口覚]（三輪佐七等吟味）

弘化二年一一月二一一日

三一 乍恐以口書奉申上候（三輪佐七口書）

〔弘化二年〕九月

(2)二番[御糺申口覚]

(3)三番[御糺申口覚]

(4) 四番之内〔御糺申口覚〕

(5) 五番之内〔御糺申口覚〕

(6) 六番〔御糺申口覚〕

〔弘化二年〕一一月

〔弘化二年〕一一月

〔弘化二年〕一一月

〔弘化二年〕一一月

三三 御吟味 二付申上候書付 (三輪佐七恭順の意表明)

弘化二年一一月二一日

三四 御吟味 二付申上候書付 (宮村兵八恭順の意表明)

弘化二年一一月

三五 〔御仕置之次第〕

〔弘化二年〕一一月一四日

三六 奉差上候御請書之事 (助左衛門闕所請書)

弘化二年一一月二一四日

三七 奉差上候御請書之事 (長太夫追放請書)

弘化二年一二月一四日

三八 〔書 状〕 (一件落着につき東高木家家臣より返書)

〔弘化二年〕一一月一七日

三九 日 記 三番

弘化二年九月一一日

四〇 宗門御改并五人組帳

弘化二年三月

四一 御家中土帳 并御役付

同 五年三月

四二 御家中土帳 并御役付

嘉永三(一八五〇)年正月

以上四一種五三点

種田家文書は、役向きのものを中心として、一四点を展示した。

2 本学所蔵以外の高木家文書調査

(1) 広栄寺所蔵文書

一〇月三〇日、上石津町時山区広栄寺(住職山村宣昭氏)所蔵文書の調査をした。文書は二群にわかれ、一群は東高木家旧蔵の文書である。他の一群は広栄寺文書である。元来は前者のみが納められていたであろう頑丈な木箱も保存されており、その蓋にはつぎのように墨書きしてある。

表「時山邑道場一件

預り納戸方」

裏「高木大内藏貞教代改納之者也

永々龜略不可有候 于時文政十二己丑仲春

納戸 川添本務

改之

三輪多物

」

これに格納されていたであろう文書はつぎのようなものである。

一 時山村道場一件

これは「先年写」とのみあり、いつ作成されたものか明らかにならない。内容は万治三(一六六〇)年九月晦日付の本願寺役人から唯願寺への書状から、寛政三(一七九一)年九月付「広栄寺一件」まで、はばひろく集められた文書の写である。時山村道場をめぐる師檀出入に関するものである。

二 乍恐書付ヲ以奉願上候 宝曆一一(一七六一)年二月

時山村百姓から東高木家役人あてのもので、唯願寺と不和になり、平尾坊へ訴え出るにあたって、領主側の添状を願い出たものである。

三 覚 二月四日

この文書は、おそらく宝暦一三（一七六三）年に時山村の百姓と時郷の百姓とが出入におよんだとき、捕えられた者たちのもらい下げの文書であろう。時郷の庄屋たちから東高木家役人あてに提出されたものである。

四 差上申一札之事 宝暦一三年二月八日

五 乍恐奉指上候口上覚 宝暦一三年二月九日

六 宗門御改ニ付寺内証文之事 明和六（一七六九）年三月

広栄寺から東高木家役人に提出されたものである。

七 一札之事 安永三（一七七四）年四月

これは北高木家役人から東高木家役人に出されたもので、時山道場の東高木家支配を承認する文書である。

八 以書付申上候 寛政二（一七九〇）年四月

師檀出入が和談になつたので、出入に関する書付を返却するよう要求されたが、紛失してしまつたため、見付けし代い返すむねの唯願寺から東高木家役人に提出した文書である。

九 乍恐御請申上候御事 寛政二年一一月

寺号広栄寺が免許されたことについて、時山村から東高木家役人に提出された請書である。

一〇 吟味書之覚 寛政三（一七九一）年一一月

和談について、時山村の北、西両高木家領の農民から東高木家役人に提出した文書である。

一 上組道場起立御尋口上書 天保二（一八三一）年極月

二 奉差上書記 天保二年極月

三 奉達候口上書 天保八（一八三七）年四月

四 差上申一札之事 嘉永二（一八四九）年四月

五 差上申一札之事 嘉永四（一八五一）年九月

時山村藏林寺から唯願寺へ提出された一札で、藏林寺を山上村から移転するにあたって、仏事法要は唯願寺で勤めることを約した文書である。

六 時山藏林寺一条

これは右と同趣旨の「口達書」（三和六左衛門→唯願寺）と「一札之事」（時山村→唯願寺）との写である。

以上一六点

以上の文書は、時山村における、寺をめぐる諸事件を示すものである。本学所蔵文書のなかにも、これらの事件に関する文書が多くある。時山村は三高木家相給の地であり、これらの事件には領主による対応のしかたのちがいが微妙に反映していた。したがって、今回採集した史料によって、東高木家側の対応を知りうるであろうし、事件の理解がより深くなる可能性を得たといえる。

このほかに広栄寺文書として、本山本願寺よりの「御印書」が五点、村に転入してくる者の身元証明である「送り状」が九点、明治五（一八七二）年に藏林寺が大橋唯願寺から檀家を分けてもらったときの証文が二点、明治七（一八七四）年四月付で広栄寺が檀家に転宗、離檀をしないことを誓約させた際の証文が二点、明治九（一八七六）年に藏林寺が無断で「御影」を安置したことの詫びてきいた証文が一点、明治一二（一八七九）年に広栄

寺が明覚寺から檀家を譲り受けたときの証文が一点、以上二一点が残されている。これらの文書は、近世における高木家の寺院支配を考えるばあいに参考となるべき文書であろう。

(2) 鈴木利通氏所蔵文書

一月三〇日、上石津町宮の鈴木氏宅を訪問した。同家は北高木家の家臣であった。これまでに北高木家関係の文書は発見されていないので期待されたが、惜しいことに数カ月前に処分されてしまっていた。たったひとつ残されていた文書は、北高木家役人と東高木家役人が連署して江戸留守居方に送った「御用状」の下書である。内容は、安政元（一八五四）年一月四日の大地震についての留守居方役人の報告にたいする返書である。この種の書状の常として、返書は相手の文面をほとんど反復しているので、報告の内容をも知ることができる。江戸市中の被害状況、東海道飛脚の不通、下田での津浪による異国船の被害などについて報告している。高木家領では被害はなかつたようである。

この文書は、まさに「御用状」で、私的なものではなく、本来は高木家に保存されたはずである。現に、同種類のものは本学所蔵文書のなかにも多く残されている。それが鈴木家に伝えられたのは、当家の先祖である鈴木彌一右衛門による下書であるからであろう。内容的には高木家文書といつてさしつかえない。

なお、この文書は北と東の役人の連署になっており、蓬左文庫所蔵高木家文書の紹介でふれたように（『調査報告Ⅲ』一五ページ）、両高木家の江戸留守居方の特殊なありかたを考える素材を提供する。

3 閲 覧

高木家文書の閲覧者は、整理の進展とともに年々増してきている。今年度の閲覧者は五名である。そのうち一名は卒業論文の史料としている。

『調査報告Ⅰ』で紹介した諸論文（六ページ）以降で、本文書を利用したもの左に掲げる。

〈研究論文〉

一 塚本 学「綱吉政権の鉄砲改めについて——その幕政史上の意義——」

（一九七四年『徳川林政史研究所紀要』）

二 同 「綱吉政権の鉄砲改めと村落社会」

（一九七六『名古屋大学日本史論集』下 吉川弘文館）

三 西田真樹「近世初期美濃国旗本領における農民闘争——元和九年岡田将監への高木領農民の出訴をめぐって——」

（同 右）

四 同 「手鑑——旗本高木家領における『墨色調』——」

（一九七六年『書の日本史』第九卷 平凡社）

〈史料紹介〉

伊藤忠士「弘化二年美濃国多良九カ村一揆史料（4～7）」

（一九七三年～七六年『名大教養部紀要』第一七輯～一〇〇輯）

高木家文書の閲覧に関する申しあわせ事項はつぎのとおりである。

〈高木家文書の閲覧について〉

昭和四八年四月一日

附属図書館閲覧課

高木家文書（整理済）の閲覧については、附属図書館諸規定を準用するほか、当分の間この申合わせ事項による。

- 1 閲覧場所は、書庫内キャセルとする。
- 2 史料は、館外へ持出してはならない。
- 3 虫料の複写は、筆記を除くほか、してはならない。なお、筆記用具は、鉛筆のほか、使ってはならない。
- 4 その他、室員（係員）の指示に従うものとする。

（高木家文書の撮影について確認事項）

昭和四九年一二月一一日

高木家文書調査室運営委員会

高木家文書の撮影許可にあたっては、当該史料が学術研究の用に供するもので、あらかじめ運営委員会の了承を得たものとする。

III 分類・整理

1 分類項目

(1) 分類項目表

整理の進展にともない、分類項目を手直しし、また小項目の設定もされたので、左にそれをまとめて掲げる。
項目名の右肩の※印は、ひととおりの整理がすんだことを意味する。ただし、完全に網羅されているわけではなく、ときどき追加していくのが現状である。

						A ※領		B ※支	
						大 項目	中 項目	大 項目	中 項目
2	1		2	1	2	知行地	口	戸	年役貢
(5) その他	(3) 助郷	(1) 小物成	(3) その他	(1) 勘定目録	(2) 年貢関係願書	(1) 人別改	(2) 宗門改帳	(3) 宗門一札	(2) 国役金
						(3) その他	(2) 高帳	(4) 人数増減帳	(1) 小物成
						(5) 五人組	(6) 送り状	(7) 奉公人	(3) その他
						(8) 縁組願書		(9) その他	(4) 夫銀

E 治水					D 勤			C 家臣				
5 笠川通役所見	4 川普請見	3 請見	2 水論所見	1 分見	3 軍儀	2 參事	1 勤務	4 その他	3 家庭	2 勤仕	1 分限	
(3) 武術	(1) 軍役	(3) 仮養子	(1) 参府	(3) 幕府	(1) 沙汰書	(1) その他	(3) 屋敷	(1) 相続	(3) 勤向	(1) 取立・出仕	(3) 士帳	(1) 分限帳
(2) 軍備	(2) 初而目見				(2) 留守居方御用状		(2) 緣組		(4) 退身	(2) 誓詞		(2) 扶持

13 交通	12 救濟			11 寺社	10 林野	9 土木	8 灾害	7 一揆	6 出入・吟味	5 願書	4 法令	3 村政	
(3) 通信	(1) 通行	(1) 救濟	(7) その他	(5) 檀家	(3) 殿地	(1) 由緒	(1) 領内治水	(1) 領内災害	(1) 一揆	(1) 出入・吟味	(1) 願書	(3) その他	(5) その他
	(2) 連輸	(2) 顕賞		(6) 出入	(4) 勤行祭式	(2) 住職	(2) 用水	(2) 災害風聞				(2) 家法	(4) 出入
													(2) 村役人

(2) 項目内容の要点
ここでは、あらたに設定した項目についてのみ、その内容の要点を述べる。それ以外は、設定の時点での内容規

付 濃州厚見郡日置江村青木家文書		I 雜	H 明治	G 財政
		2	1	1
		經營	國事	支
		營業	國事	支
(1) 収支見積	(2) 藏米收支	(3) 金錢收支	(4) 藏物收支	
(1) 借財	(2) 調達金	(1) 村請支出	(1) 村請支出	
(3) その他		(1) 留守居方財政		
		(1) 留守居方財政		
(1) 取引		(1) 取引		
(2) 酒造株		(2) 酒造株		
(1) 御出入方扶持		(1) 新政出仕		
(2) その他		(2) その他		
(3) * 郡長	(1) 家計	(3) * 日記	(4) その他	
(4) その他	(2) 農業	(4) その他		

家政										
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
事	事	吉	学	書	家	規	交	記	家	系
(1) 仏事	(1) 婚姻				(1) 多良屋敷	(1) 規式	(1) *贈答留	(1) *大老奉書	(1) 当家	(1) 先祖書
					(2) 江戸屋敷		(2) その他	(2) *老中奉書	(2) 他家	(2) 名書
					(3) 調度品		(7) *書状留	(3) 台所方日記	(3) 続書	
					(4) 屋敷図		(8) その他	(4) その他		

定をしてあるので、『調査報告Ⅰ～Ⅳ』を参照されたい。

まず、「家政」—「書状」の下に「書状留」を設定した。ここに分類したものは往復書簡集とでもいべきもので、幕閣と高木家とのあいだの儀礼的内容の書状がほとんどである。とはいものの、家督や勤役に関するものもかなり含まれており、幕府との関係を調べるには都合のよい史料である。このほか、諸侯との往復書簡の文言留もここに分類した。

おなじく「書状」の項の「尾張藩家臣奉書」を「尾張藩用人奉書」と変更する。詳細は解題に述べる。「借財」の項に、小項目「調達金」を設けた。調達金は、金銭の動きだけをみれば、普通の借財とおなじであるが、金主と借主との関係をみると、普通の貸借関係のように「対等」なものとはいいがたく、そこには、領主と農民、商人の支配被支配の関係の延長線上で考えるべき問題を孕んでいる。調達金を出すのが、支配下の村をはじめ、主として領内に限られている事実、あるいは領外でも、出入の商人などからあることが、そのことを示している。もちろん、領主の借財 자체を近代社会の貸借関係と同次元で考えるわけにはいかないのであるが、ここでは、そのような領主の借財のなかにあって、混同すべきでない性格をもつものとして調達金が位置づけられていると考えられるので、別項目とした。

借財が、年貢諸役の收取による本来の領主財政を補うものとして、必要不可欠なものになるのは、幕末にいたるほどに一般的な様相であるが、講もまたそのようなものとして捉えることができる。高木家における講の実態については解題に譲るとして、いまは、大項目「財政」の中項目のひとつとして「講」を設定したことだけを指摘しておく。

おなじく「財政」の最後の中項目「その他」の下に、小項目「御出入方扶持」を設定した。一般に、扶持は家

臣への給分であり、また夫役の反対給付として与えられるものである。高木家のばあいは、さらに、「御出入」という限られた者たちへも扶持米を渡していた。ただし、「御出入」の特権を与えられた者には一系統あることに注意しなければならない。ひとつは、領内の村役人を含む上層の者である。このばあいは、家臣格のとりあつかいであり、主として支配との関係で考える必要がある。他のひとつは、領外の、商人やおそらくは豪農層の者、あるいは職業的財政改革者であり、このばあいは、主として財政との関係で考えなくてはならない。本項に分類した文書は後者に関するものである。扶持米の支給が、借金返済に関連していたり、おもてむきは借金や取引の仲介、あるいは財政立て直しなどを労うという理由——実際には経済的に大きく依存しており、そのことへの一定の弁償——からなされたりしたようである。これらの者へ「御出入」の特権を与え、そのことの経済的裏づけとして扶持を与えることによって、主従の関係を擬してはいるが、その本質は高木家の財政史に位置づけるべき、ひとつの現象である。したがって、これを「家臣」—「分限」—「扶持」と区別し、「財政」の小項目のひとつとした。

C	1	2	家臣	分限	扶持	134~200	104
					士帳	54~58	5
				勤仕	取立・出仕	21~29	10
		1			誓詞	80	1
		2			勤向	85~121	37
		3			退身	35~40	6
		4		家	相続	37~43	7
		1			縁組	55~61	7
		2			屋敷	5~17	18
		3		その他	その他	69~92	35
		4					
D	1	1	勤役	幕府	沙汰書	66	1
					幕府	207~291	123
				参勤	参府	147~195	178
		2			初目見	8~20	23
		1			仮養子	257~261	6
		2		軍事	軍役	27~30	4
		3			軍備	65~93	47
		1			武術	233~256	27
		2		家政	系譜	28~36	21
		3			名書	33~38	6
		1			統書	36~41	8
		2		家督	当家	57~66	12
		1			他家	15~18	6
		4		書状	書状留	1~174	174
		7			規式	55~89	39
		1		家作	多良屋敷	104~229	172
		2			江戸屋敷	27~47	58
		3			調度品	49~113	72
		4			屋敷図	32~46	20
		8		書籍	書籍	1~172	172
		1			吉事	274~409	335
		10			養子縁組	22~32	24
		1		仏事	仏事	405~618	424
		2					
G	1	2	財政	收支	収米収支	254~651	537
					金錢収支	1160~1094	1094
				借財	借財	469~738	443
		3			調達金	1~108	162
		1			その他	1~27	40
		2		講	講	1~156	192
		3			その他	1~29	96
		6			合計	1~400	400
		1					
H	2	1	明治	経営	家計	合計	7074
					五ヵ年通算	35764	

分類番号			分類項目名		整理番号	点数
A	1	1	領地	知行地	410~420	24
		2		高帳	100~109	11
		3		その他	223~250	39
	2	1	戸口	人別改	61	1
		2		宗門一札	97~98	2
		3		その他	17~20	4
	B	1	支配	勘定目録	516~601	166
		2		年貢関係願書	217~221	5
		3		その他	46~108	176
C	2	1	年貢	小物成	193~233	46
		2		国役金	24~25	2
		3		助郷	6	1
		5		その他	1~13	16
		1	諸役	村況	10~11	2
		2		村役人	36~43	15
		3		村入用	76~77	2
		4		出入	25~31	17
		5		その他	3~8	11
	3	1	村政	幕法	353~389	40
		2		家法	72~78	12
		3		その他	16~25	15
	4	1	法令	願書	58~111	67
		2		出入・吟味	154~249	259
		3		一揆	167~170	2
D	5	1	災害	領内災害	38~47	10
		2		災害風聞	10	1
		1		土木	領内治水	229~261
	6	1	林野	用	71~96	29
		2		山林	265~427	365
		1		山論	178~217	85
	7	1	寺社	由緒	25~31	10
		2		住職	69~84	16
		3		殿地	66~79	16
	8	1	勤行祭式	勤行祭式	140~164	25
		2		檀家	12~16	6
		1		出入	174~237	119
E	9	1	その他	その他	10~16	10
		2		救済・頤賞	90~120	137
		3		頤賞	9~12	7
	10	1	交通	通行	37~57	60
		2		運輸	8	1
		3		通信	16~39	29

(1) 土地・その他

今年度追加整理した文書のなかに、『乍恐御益之筋申上候口上之覚』（一一三五い）という上申書がある。年号はないが、内容から安永二（一七七三）年のものであろう。内容は、石津郡と多芸郡のうちで、大垣藩領所と笠松郡代支配所になっている九八八四石余の地を、高木家の預所にしてくれたなら、「年々御米千俵余者必御益有之、百姓方ニ茂結句豊ニ相続可仕」として、その理由を述べたものである。理由は単純である。これらの地には「川欠流失之地面」が多くあるが、それを農民が開墾したとしても、右の役所から遠く離れているため、役人の吟味を受けるのに不便で出費も嵩み、「起返候而茂却而出脚負ケニ」なるので、放置されているとし、しかし、高木家からは近いので、もし預けてもらえば、「損地起返等、追々吟味仕候ハ」、御年貢相増、上下之御大益ニ相成可申」というわけである。

石のような上申書が、高木家の家臣である大嶽彌部右衛門と松井周右衛門から幕府代官中井清太夫に提出された。中井は、当時、知恩院の普請のため京都に出張していた。大嶽と松井が京都へ出立したのは正月一二日であった（『日記』「御用日記」項四三）。一五日に到着してから二月一日に京を離れるまでの日記も、今回追加した史料である。これは無標題なので「預地願出勤方日記」（一一三五あ）としておいた。前者と一括の史料である。この日記によれば、大嶽と松井が最初に中井に会ったのは一七日夕刻である。その席で、中井から「御預り地之儀、随分宣」との賛同を得た。話は、高木家と笠松堤方役所の管轄下の堤へ植樹する件におよび、さきに、勘定奉行石谷備後守の命を受けて、中井がその件について笠松役所に申し渡したところ、笠松からは「風雨出水之節、堤之ゆるミニ相成可申」として反対されているとの事情が話され、意見を求められた。兩人は「其所ニ応し、

見分吟味之上、水行差支ニ不相成候処ニ植付候ハ、何分御益ニ可相成義ニ奉存候」と述べた。すると中井は「手前存寄も、各御存寄も、同腹中之儀、大慶奉存候」と喜び、そのむねの書類もあわせて提出するよう requirement で、その後一〇日間が過ぎ、二回目の面談は二八日であった。中井は「御差出之御書付共、何れも致熟覽候處、随分宜奉存候、先、御預り申置候」と受理し、さらに「何分御取持申候而御成就有之様、相勵キ可申候」と述べた。

この一件が、その後どのような経緯をたどったかは、いまのところ明らかにはならない。すくなくとも、願いは聽きとだけられなかったことだけはたしかである。ちなみに、中井清太夫は寛政三（一七九一）年に不正のからにより免職されている（『徳川実紀』）。一一三〇〇石余の高木家が一万石ちかい土地を預所として支配しようとする構想が、高木家にとってどんな意味をもつものであるかは、今後に残された課題である。問題はそれとどうまらない。預地として高木家が望んだ地の七割は、みずからが水行奉行として治水の監督をして回った地域である。その主たる任務は、治水普請の監督であるとともに、水行の障害となる竹木などの伐払いを命ずることであった。その高木家が、この交渉の過程で、堤への植樹を是とする勘定奉行の方針に賛同せざるをえなくなってしまった。笠松側がそれに反対していたこととを考えあわせると、この事実は、高木家にとっても、木曾三川の治水史にとっても、ひとつの注目すべき転期になりうる可能性を孕んだものといえる。

(2) 諸役・その他

この項に分類した文書は、小物成、国役金、助郷、夫銀以外の諸役を示す文書である。まず、運上金を取りた

て、それを上納したときの役人の書付がひとつのグループとなっている。点数は左に示すように多くはない。なお、表の記載順はつぎのとおりである。

標題	作成	宛名	番号
年月日	形態	点数	

覚 〔炭竈運上納茶代上納覺〕 申 七月一〇日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	一	一
幾里炭竈運上 申 七月一四日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	二	二
〔炭竈運上商人運上取立上納覺〕 申 一二月二八日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	三	三
〔商人運上取立上納覺〕 戌 一二月二九日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	四	四
諸商人運上 申 一二月二五日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	五	五
〔商人運上取立上納覺〕 亥 一二月晦日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	六	六
川御運上 亥 四月一日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	七	七
〔職人運上取立上納覺〕 申 一二月二九日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	八	八
〔職人運上取立上納覺〕 亥 四月一日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	九	九
〔大工木挽運上覺〕 一 一二月二九日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	一〇	一〇
〔大工木挽運上覺〕 一 一二月二九日	大嶽半之進 上 切 紙 一通	一一	一一

右表にみると、炭竈運上、商人運上、職人運上、川運上、大工木挽運上が取りたてられている。しかし、

史料が断片的であるため、運上金の全体像はわからない。大嶽半之進は勝手方の用人で、「上」は主君ないしは上役を指すものと思われる。

ちなみに、炭竈運上はすでに整理ずみの『金銀錢取立上納(覺)帳』(寛政元(一七八九)年付にはじまり、嘉永元(一八四八)年付まで、一年ごとに一冊に仕立てられている。ただし途中に散逸があり、現在、五四冊が残っている。「財政・収支・金錢收支」項一九〇七二)およびそれに続く『金銀錢取立納帳』(嘉永二年付にはじまり、同六年付まで五冊。七三〇七七)によれば、寛政九(一七九七)年に松之木村が一両取りたてられるほか、それ以前寛政元年までと、その後文化一三(一八一六)年まで記載されていない。翌一四年から嘉永三(一八五〇)年までは帳面の残っているかぎり、毎年一両から三両の運上金取りたての記載がある。取りたてられている村は、岩須村、松之木村、馬瀬村、堂之上村などの多良郷の村々であり、それぞれに竈札数枚分(一枚銀二〇匁)を納めていることがわかる。しかし、記載がないことは運上金を賦課しなかったことを意味するのか、また、炭焼を主生産としている時山村の記載がないことの意味など、今後に残された問題は多い。

なお、これらの帳面には、ほかに文化一四(一八一七)年から文政七(一八二四)年まで鍛冶炭運上(札一枚につき米一斗四升)の記載があるほかは、運上金の記載はいっさいない。

商人運上として、時郷の八人から銀六〇匁五分を取りたてたことがわかる(五)。川運上は六人から金一歩二朱と銀二〇匁を取りたてているが(一〇)、川のいかなる利用にたいして運上金を賦課しているのかは不明である。また、大工木挽運上は、時郷で六人、多良郷で七人、各三匁ずつ、合計三九匁を取りたてている(一一)。文久三(一八六三)年正月の多良郷における人足調査の史料(一一)もこの項に分類した。「力人足」とあり、二〇才代から四〇才代までの男が村別に書きあげられている。領主側の要請で村が書きあげたものであるが、ど

のような仕事に使役されているのかはわからない。多良郷で四二人が記録されている。下多良村を除く他村の人足は三三人である。このうち三〇人は、何某悴、何某弟、何某新家などの肩書をつけられている。戸主が意識的に除外されているとみてよいであろう。その理由は不明である。

(3) 村政・出入

昨年は、下多良村八幡宮祭礼の妨害事件を年代不明のまま紹介しておいたが（『調査報告Ⅳ』三五ページ）、関連する新史料が発見され、天明元（一七八一）年と判明したので、いますこし事件の概要を紹介しておく。
天明元年五～八月の『日記』（「御用日記」項五八）八月一七日条に、「下多良村御百姓共之内、不宜者有之、何事よらす不埒之取計仕、聊之儀ニ而も人之腰押等仕、村方さわかせ、八幡之神事花火之儀も彼是さまたげ、賑々敷も不仕、兼而被仰出候拾五ヶ条之内ニも、有来り候神事仏事等も不相替村方和して取計候様との儀も有之候儀、右御条目ニもかけ、追々不届之儀多趣」を知り、領主みずから「かくし目付」を放つて内偵させたところ、「鞠不届者四五人有之」ことがわかったので、吟味を命じたとの記事がある。これ以外には、九月からの『日記』（五九）が、虫損が激しく、そのうえ固着しているので判読できず、与えられている史料は、昨年度整理した吟味の際の口書と判決請書と処分解除請書など一九点（「村政・出入」項一四あして）と、今年度整理した処分伺書と判決文下書など六点（二九～三一）など六点だけである。

九月一六日、いったん、藤内の「村払」の判決文（二九）が用意された。それによると、「第一御政道を不恐、庄屋之申付をも不相用、身持不宜、独身之躰ニ罷在、我意を募、何事ニよらす事を巧、村方為騒」、「八幡之祭祀等も妨、不都合之取計等ニ而、旁不届ニ付、及吟味候廻、却而過言等申、重々不届」ということであった。こ

れにともない、悴与市へ家屋敷田畠を繼がせる手筈になっていた。しかし、この処分は棚上げされたらしく、一〇月一八日にあらためて吟味をしている。

この日吟味されたのは、藤内、与市、重蔵（藤内の弟）、勇五郎、宅右衛門、兵左衛門、萩平、政次の八名である。吟味は、主として二点についておこなわれている。第一点は村人を煽動し騒動におよんだということ、第二点は八幡宮の祭礼を妨害したということの二点である。この二点については、全員が基本的には否定した。注目すべきことは、藤内と重蔵と勇五郎が「久津羅木山御差留ニ付村方困窮仕候ニ付（祭礼）相止メ申候而可然段、村人ヘ申相候」と述べている点である。すでに紹介したように、下多良村では、久津羅木山の利用をめぐる争論が、安永七（一七七八）年暮からもちあがっていた（『調査報告Ⅳ』四三ページ）。これは翌年二月に訴訟になった。訴訟方は旧来の権益を守ろうとする山支配五人、相手方は下多良村で、したがって、庄屋、組頭、百姓代の面々である。訴訟方には宅右衛門が入っている。そして相手方には、重蔵、兵左衛門、勇五郎が組頭として入っていた。詳細はわからないが、この山論が背景となっていたことはたしかである。

一〇月一六日に処分が申し渡された。藤内は九月一六日の処分理由とほぼ同趣旨で「所払」を命ぜられた。さきの処分理由のなかに、「独身之躰ニ罷在」という点があげられていたが、これは二人の悴を奉公に出すことにより、自分は「遊民」同様に暮していたことを意味するようである。与市は「久敷他所ニ罷在、殊ニ弱年者」であるため、親藤内の罪にもかかわらず、「格別之御慈悲を以、跡式持田畠等、不残」「被下置」た。「親共之風義を見習不申、隨分実軸ニ御百姓相続可致候」と申し渡された。重蔵は「去年も御通り先ニ而御無礼仕」り、「重々不届至極」ということで、「重キ御呵り込」を申し渡された。彼は前年の安永九（一七八〇）年七月一七日に「殿様為御慰、念通寺へ被為入候節、私儀宅ニ而無礼仕」つたとして、戸メを命ぜられたことがあった（『差

上申御請一礼之事』「出入・吟味」項(一四二)。政次は「常々身持不宜」ということで「御呵」を受けた。勇五郎は「何之弁も無之身分ニ而物事申募り、甚不届」として、「御叱り込」を受けた。申渡書の下書では、「末年若成身ニ而何之訳も不存して物事申募り、甚不届」とされている。宅右衛門は「身持不宜、農業不出精、其上当八月八幡祭礼之妨を申、先年八幡修覆金引負」という罪科をあげられ、「不届ニ付」「御叱込」を申し渡された。兵左衛門は「不恐御政事、不埒有之」という事実はなく、八幡宮の祭礼も妨げたのではなく、逆に「賑々敷致候様ニ申相」、「及老年候ニ付、近年者村用等ニ罷出候而も、物事差控罷在候由」相違ないとして、「御構無之」とされた。萩平の処分書は見あたらない。また、庄屋の孫次も「常々其方取廻シ不行届」「甚不念之至」として、「御叱」を受けた。

その後、宅右衛門と勇五郎とは翌年の一一月一日に赦免された。重蔵はさらに六日後に赦免された。藤内は翌天明二(一七八二)年三月付『宗門御改并五人組帳』(「宗門改帳」項八〇)から除外され(同『人数増減帳』「人数増減帳」項一四)、それ以降も登録されていない。与市が筆頭者となり、跡式を継いだことが確認される。

(4) 救済

救済関係文書はすでにいちおうの整理がすみ、そのうちの最もものは『調査報告Ⅲ』(四六一八ページ)で紹介した。そこで紹介しなかったもののうちのひとつに、慶応三(一八六七)年三月一四日付『信功院様御七回忌御相当ニ付時鄉領分御他領共御施シ米難済之者江計渡人別覚控帳』(以下『控帳』と略す。七〇)がある。この『控帳』と関連する文書が追加整理されたので、あわせて紹介する。

『控帳』には、まず、五一八人の名前が、村別、領主別に五、六人ずつにまとめて書きあげてある。五一八人

を領主別に集計してみると、西高木家領二八八人、東高木家領一三一人、北高木家領九七人、尾張藩領船付村一人、大垣戸田預所福塚村一人となっている。標題にいう「時郷中」と矛盾するのが船付村と福塚村の各一人であるが、『日記』(「御用日記」項三一五)には、「武軒分者下筋難済貰人江被下」とあり、特例のようである。

『控帳』には、このあと、施米の趣旨と庄屋への通達のいきさつが記してある。「御先代信功院様御七回忌御相当御執行被為在、昨今年、前代未聞之米穀高価之年柄与相成、下々極難済不少、御施シ米、御亡君様為御菩提之、兩郷之内御領分ニ不限、御他領共、村々一同極難之者江、軒別ニ玄米壹升宛、深御仁恵之思召ヲ以、被下之候」ということであった。

施米の手渡しの実態を知りうる史料(一一九、一二〇)が今回整理されたものである。時郷では、「遠方之儀故、御厭ニ而、五人宛組而惣代ニ老人ヅシ罷出候様」(『日記』前出)との指示にそい、各村の庄屋は、領主別に五人前後の名前を書きあげ、「宜御取計之段奉願上候」と添え書きし、署名捺印のうえ、三月一四日付で代官所あての書付を作成した。この書付一〇四通残っている。組の惣代はこの書付と引換えに米を受けとったものと思われる。『控帳』に記載された、施米を受けた者たちの名前は、この書付から書き写したものである。

多良郷では、一人分の名前を記し、庄屋の署名捺印(捺印だけのものもある)のある紙片が五五一枚残されている。この紙片には「切手」あるいは「手札」と記されているものもある。したがって、施米を受ける者がめいめいに、この紙片を持って出頭し、これと引換えに米を受けとったものと思われる。

『控帳』の集計によれば、時郷五一四軒、多良郷五四六軒、合計一〇六(八)軒に、米一〇・六四石が施されている。「一同ニ慎シテ難有、御門前奉拝、勇敷帰り候」とは、高木家の役人の記したところである。

(5) 書状留

この項の文書の第一のグループは、『御奉書文言留』（一・一八）である。呈書とは高木家から幕府へあてた書状のことであり、作成は高木氏名、宛所は老中がほとんどである。奉書は呈書への返事である。したがって、一対をなしている。すでに整理ずみの大老奉書、老中奉書、側用人奉書、若年寄奉書がこれにあたり（『調査報告I』四八ページ以下参照）、その文言と呈書の文言とを留めたものが今回整理したものである。

時期的には、宝暦六（一七五六）年から元治元（一八六四）年のものまでが残っているが、この間のものが沢れなく留められているかどうかは断言できない。というのは、この留書は江戸留守居方役人の作成するところで、在所へてきぎ送付してきたものを綴じあわせて一帳に持えているから、遺漏がないとはいえないためである。現に整理されずにあるものも多い。

『調査報告I』では、奉書の内容を、「年頭・吉事・凶事・仏事等に際して、將軍家の御機嫌伺いに対する答礼状である」（四九ページ）と規定したが、これでは不充分であるので、ここに補足しておく。なお、内容と文言は照応しているので、文言の型に留意しながらすめていく。

まず、呈書の書出しが「一筆奉啓上候」で始まるか（I型）、そうでないか（II型）で区別される。I型が大部分で、II型は年頭の呈書のみである。年頭の呈書の例を参考までに記しておく。

改年之御吉慶不可有盡期

御座奉存候

公方様 大納言様

竹千代様益御機嫌能被成
御座年始之御規式如御嘉例
首尾好可被為相濟恐悦至極
奉存候乍憚年頭之御祝儀
為可申上拂恩札候恐惶謹言

御名

（文化一二年） 御判

正月三日

松 伊豆守様
牧 備前守様
土 大炊頭様
青 下野守様

参人々御中

I型の呈書は、將軍家の御機嫌を伺うか（A型）、そうでないか（B型）で区分される。B型の呈書は幕府要路の叙任に際して提出されるものである。一例を左に掲げる。

一筆啓上仕候然者今般

御加判之列

内府様御附被為蒙

仰候段承知仕目出度御儀

奉存候右御歛為可申上

捧愚札候恐惶謹言

高木修理

(天保五年) 御名乗御判

四月廿三日

太 備後守様

参人々御中

A型の呈書は、將軍家の御機嫌伺いの文言が前にくるか（a型）、後にくるか（b型）でわけられる。前後する意味は、御機嫌伺いにたいする比重がちがうわけで、a型では、のちに述べるよう、それは前提的に扱われ、b型では、それこそが呈書の主旨となる。b型の呈書は凶事に際して提出される。凶事とは、將軍家とその一門、天皇家、幕府要路の死去、災異などである。仁孝天皇の死去の際の呈書の文言を左に示す。

一筆奉啓上候

主上御不^レ予之處御養生

不被為 叶去ル 六日被遊

崩御旨承知仕乍憚奉絶

言語候依之為可奉窺

御機嫌拂使札候恐惶謹言

(弘化三年) 御名乗判

一月廿日

阿 伊勢守様

牧 備前守様

青 下野守様

戸 山城守様

参人々御中

a型の呈書は、あえてわければ、a型とb型に区別できる。a型の呈書は、第一に、吉事に際して、第二に、高木家のあれこれの願いごと認可の礼状として、提出される。吉事のなかには、將軍家とその一門の縁組、吉礼、位階昇進、家督相続など、天皇家の縁組、立坊など、さらには、日光東照宮修復、朝鮮信使来聘、改元、將軍宣

下、將軍代替り法令發布などの国家的事業も含まれてゐる。改元に際しての例を提示しよう。

一筆奉啓上候

公方様 内府様

大納言様益御機嫌能被成御座

恐悦奉存候然者今度年号

改元天保与被

御出候段承知仕目出度御儀

奉存候乍懼右御祝儀為可申上

捧愚札候恐惶謹言

高木修理

御名乗御判

(天保元年)
十二月廿五日

青 下野守様

水 出羽守様

大 加賀守様

松 和泉守様

松 周防守様

牧 備前守様
水 越前守様
参人々御中

この型の呈書は「然者」で二分されており、前半はいわば枕詞的に記されている。しかし、後半も結局は将軍家にたいして祝意を述べているのであり、その内容が多岐にわたる。とくに、天皇家の吉事に際しても、将軍家へ祝意を述べていることは注目される。

β型の呈書は将軍宛の法事に際して提出される。α型の派生型といったほうが適切かもしだれないが、法事に際しての呈書の例が多いために、一つの型として抽出できるのである。左はその一例である。

一筆奉啓上候

上様益御安泰被成御座此度

於東叡山御法事御執行相済

去月廿二日

御廟所

御參詣御機嫌能被遊

還御之旨承知仕奉恐悦候

右之段為可申上捧使札候

(天明六年) 御判

閏十月五日

松周防守様

牧越中守様

水出羽守様

參人々御中

以上の五類型によつて、呈書はほぼ類別できる。もちろん、字句の若干の異同、修飾の有無は、この際、無視してある。

これにたいして、奉書がすべて「書状令披見候」で書出されていることは、すでに指摘したところである(『調査報告一』四九ページ)。ただし、β型の呈書に対応する返書は例外で、「御状令拝見候、今般加判之列被仰付、内府様江被為附候、為御怡示之趣、忝存候、恐悦無之」となつてゐる。残りの四類型にたいする奉書の書出しのあとの文言は、つぎのようになつてゐる。Ⅰ型にたいする奉書は、「如來意、改年之慶賀珍重候」とあり、さらに「恐悦旨、尤候」となる。β型にたいする奉書は、「絶言語由、得其意候」とし、「御安全御儀候間、可心易候」となる。α型にたいする奉書は、「恐悦旨、尤候」と前半に返答し、「日出度由、得其意候」とする。β型にたいする奉書は、呈書の文言をほとんどくりかえしたのち、「恐悦旨、尤候」として

いる。しかし、結びは「紙面之趣、各一覽之事候、恐々謹言」、あるいは「紙面之趣、令承知候、恐惶謹言」となつており、B型を除き、ふたたび各型共通となる。

「書状留」項の第二グループは、領主名で親類筋、両敬の関係にある諸侯、近隣諸藩主などへ差し出した儀礼的書状の留帳である。第一グループのものが、幕府への「奉公」との関連で考へるべきものであるのにたいして、第二グループは領主相互の交際の一端を示してゐる文書である。書きとめられた一点一点の書状の年代を推定するには、幕府への呈書とちがい、ほとんど不可能なので、表紙に記された年月日で整理した。宝暦三(一七五三)年一〇月五『御文言留帳』(一一九)、宝暦六(一七五六)年、同七年、同八年、同一〇年、同一二年、同一四年、明和四(一七六七)年、同七年『御贈答御状留』(一一〇~一二七八冊)、安永四(一七七五)年『年始暑□御文言留』(一二八)、同『年始暑寒御返翰留』(一二九)(以上二冊は幕末の貼紙があるところから、文例集として使用されていたものと思われる)などがある。

第三グループは、といつても一冊のみであるが、宝暦八(一七五八)年『尾州御勤向』(一三四)である。宝暦三年から慶応四(一八六六)年までの、高木家当主から尾張藩への書状を祐筆方が控えたものである。ここに書きとめられた書状の末尾は、「御序之刻、可然御執成可被下候、奉願候、恐惶謹言」となつてゐるのが特徴と見受けられる。つまり、直接、藩主にあてるのでなく、あくまでも家臣への書状の形式をとつてゐる。書状の内容は、年賀、寒中暑中の見舞をはじめ、尾張徳川家の家督相続、初入国、任官、婚姻、出生などの吉事、および法事に際して、祝意、弔意を述べたものである。將軍の死去に際して御機嫌を伺つたものや、長州征伐の際の陣中見舞などもある。これとは逆に、高木家の吉事にたいしても、尾張藩からの祝状が届いたらしく、それへの礼状も書きとめられている。たとえば、「長橋縁組願之通被仰出候段、達御聴、不存寄、御懇之蒙仰、難有仕合」

という文面からそれがわかる。しかし、両者の関係は、第二グループのよう両敷の間柄とはいがたい。寛政元（一七八九）年一月一〇日付の書状を例にとってみよう。この年、尾張藩では「御勝手不如意ニ付、七ヶ年中格段御儉約被仰出」、その一環として贈答を省略することになった。高木家では、そのむねの通知を承諾したうえで、「私儀、代々格別ニ御立入被仰付候筋目ニ御座候得者、御年限満之節ル、先格之通献上仕度候間、何分宜御取成可被下候」と書き送っている。この「代々格別ニ御立入被仰付候筋目」という表現や、さきにふれたような家臣あての書状形式が、近隣の大藩と小旗本という関係にどどまらないなものかを示唆しているように思われる。それは、尾張徳川家がいわゆる御三家の筆頭であるということだけではないであろう。尾張藩と高木家の係りあいのひとつを示す史料としては借財関係の史料がある。そして、その初出の借金証文の日付が寛延二（一七四九）年であることは、右のことと関係があるであろうか。

なお、この書状留は、すでに整理ずみの「尾張藩家臣奉書」に対応するものである（『調査報告一』四九ページ以下参照）。その際、尾張藩側の家臣の身分や職掌は不明であるとしたが、この書状留の記載から、用人であることが判明した。したがって、項目名を「尾張藩用人奉書」と変更する。

第四グループは「御奉札留」（一三五一～一六一）である。この帳面は、高木家の家臣あてに、他家の家臣から来た書状を書きとめたものである。文言の末尾が「此段各様迄（拙者共ら）宜得御意旨（主人名）被仰付、如斯御座候、以上」となっていることからわかるように、主人の意を奉じた書状である。したがって、「奉札」とされている。内容は、叙任、勤役、拝領物などの吹聴、吉凶仏事の吹聴、見舞、答礼、および暑寒の見舞、年賀などである。天保八（一八三七）年から明治一（一八六九）年まで、二七冊が残っている。

第五のグループは、右の『御奉札留』とは逆の関係にあるもので、高木家の用人、家老から諸家の家臣あてに

差し出した書状を控えたものである（一六一～一六五）。四冊しかないが、化政期から幕末、明治初年までの間の奉札が書きとめられている。

以上の五グループのなかに入らない文書が十数点ある。そのうちの『諸文格留』（年代不明一七二）を紹介しておこう。これは江戸留守居方役人の作成したもので、各種書状作成の手引書ともいべきものである。一種類の書状について、その料紙、形態、文言が記してある。老中奉書手渡しのため公用人よりの呼出状の請書状、奉書手渡しの使者の際の請書状、大目付よりの廻状の請書状、大目付へ廻状の請書を提出する際の取次役人への添手紙、那須与一より廻状順達の際の返事、知久左衛門五郎へ廻状順達の際の添手紙、大目付公用人より呼出状が来た際の返事、多良への御用状の上書のしかた、高木三家の留守居方が立合いで提出する「連紙御用状」の上書のしかた、急用で宮宿より多良へ飛脚を仕立てる際の問屋への添状、普通のばあいの右問屋への添状、以上の一一種類である。

(6) 調達金

延享三（一七四六）年一二月一三日付『御用金御指引帳』（六〇）は中西庄六が調達した御用金の勘定書である。これによれば、中西は前年の一二月から一年間で、現金で二一三両、米を七一石余、金銀に換算して八三両三分と銀一四匁五分八厘用立てた。現金と米代金の合計は二九六両三分と銀一四匁五分八厘である。利率は一様でなく現金のほうは平均すると一割六分弱である。元利合計すると、三五四両三分と銀五匁六分一厘にのぼる。中西の作成した帳面があるので、使途はわずかに四件が窺えるのみである。すなわち、「川通り金」に五両、「奥様御返弁金」に五両、「御参府金」に一〇〇両、「江戸御下シ金」に一五両である。「川通り金」とは高木家

が水行奉行として木曾三川の見分をする際の入用金であろう。「江戸御下シ金」は江戸留守居方の入用金である。「奥様御返弁金」を除けば、幕府への勤役にかかる出費である。米は約半分が「高田御通之分」となっており、美濃高田町の商人への廻米である。高田町の商人との貸借関係を予想できるが、いまのところ明らかにならない。中西庄六は時郷下村の人で、「最も隆盛に茶業を営んだ者」(『時村史』二六九ページ)で、京都、大阪、北陸、名古屋、米原、奥州など、手広く茶の販売をしていたようである。かなりな額にのぼる現金の調達が可能であったのは、茶の販売業を営んでいたためであろう。米も八三俵が伊勢米とされているところから、中西が購入してきたものであることがわかる。

返済は、「御小穀代」で「五両余、「時、多良次金」(内容不明)で「〇一両余、「御直ニ金ニ而」四〇両、大豆八斗であてている。結局八五両余が未返済となっている。

この例ははやい時期の商人からの調達金の例として貴重である。

明和八(一七七一)年正月付『年賦金証文留帳』(一)によれば、大嶽彌部右衛門、三輪代右衛門、そして正林寺のとりつぎにより多芸郡宇田村大通寺から合計一三二両余を調達させている。大嶽は身分は明らかにならないが、家臣である。三輪は、天明五(一七八五)年付『御家中土帳并御役付』(「土帳」項一)によれば、用人を勤めている。正林寺は高木家建立の寺である。すなわち、この時の調達金は、いわば家中からのものである」とが特徴である。この『留帳』は前年一二月付のおののへの「利付年賦証文」を書き写したもので、その内容は、一割の利息をつけて、一〇年ないし一年で返済するというものである。その際、各年に割賦された金は、おののの控地の年貢で弁済することになっていた。このことは、百姓の名請地とおなじ性格であった家臣の控地が短期間ではあるが知行地的なものになったことを意味するであろう。

つぎの例も右に類したものである。天明元(一七八一)年二月付の三輪数右衛門の願書(二一一)によると、「私儀、御役儀被仰付、相勤寵在候内、金七拾九両御用達申上候処、去ル卯(明和八)年無利拾ヶ年賦ニ被仰付、無拠奉畏」つた。しかし、「卯辰兩年被下置、翌年巳年より不下置候(猶脱力)ニ付、追々御願申上候得共、五ヶ年之内者嚴敷御謙約ニ付、御断之趣、奉恐無拠差控寵在候処、五ヶ年茂相過候得者、何卒御証文之趣相立候様」願い出た。同時に提出した明和八年一二月付の証文の写(二一あ)には、「去ル子暮過納金、当卯暮る子暮迄、書面之通無利十ヶ年済極之通、堂之上村御物成米之内を以、相渡シ可申候」とあり、堂之上庄村屋の「右之通被仰付、奉畏候、已上」との添書もあつた。この証文にもかかわらず、一〇年ちかくもあいまいにされてしまったわけである。ところで、三輪数右衛門は、願書の文面にあるように、高木家の家臣であった。明和五(一七六八)年には起請文(「誓詞」項四そ)を提出している。その前書の一項目に、「御領知御取納向之儀、随分念入、少ニ而茂御後闇儀、堅仕間敷事」とある。このことから、年貢収納関係の役を勤めていたことがわかる。証文の「子暮過納金」という表現から、その年の年貢に七九両をうわのせして上納したものと思われる。その後、三輪数右衛門は天明五(一七八五)年までの時期に退役している。さきの大嶽彌部右衛門や三輪代右衛門などが自分の控地の年貢から弁済したのにたいし、三輪数右衛門のばあいには堂之上村の年貢から村段階で返済されるものとされ、しかも家臣でなくなっていたことが、願書に示されるような滞納の原印になっているのではないだろうか。

以上のように、明和八(一七七一)年のこれらの例は、主従関係を前提とした調達金賦課を示しているのであり、その返済のされたも主従関係に規制されたものであったといふことができるであろう。

つぎの例は他領の百姓からの調達金の例である。安永五(一七七六)年一二月二八日付の証文控(五六あ)によれば、高木家はこのときまでに、猪尻村三輪治兵衛に六五〇両余を調達させていた。この返済が滞ってしまった

たので、「領中村々之内、出作其元^井一門中控高之定納^ニ差繼、年々」一石八斗を「末々迄」扶持方として「相贈」することにした。それともない、三輪治兵衛からは「右証文金之儀^{ニ付}、以後、御願^ケ間敷義、申上間敷候」との一札（五六い）を取った。この例はのちに解説する「御出入方扶持」の一例ともなる（五七ページ参照）。このばあいは、三輪治兵衛とその一門が高木家領に出作している土地の年貢の一部を扶持米としている。六五〇両余もの多額の調達金が可能であった三輪治兵衛については、いまのところ明らかにならない。ともあれ、調達金の返済のしかたの一例である。

しかし、扶持が封建的主従関係にもとづくものであるかぎり、高木家が領主でなくなった時点では無効になつてしまふ。明治三（一八七〇）年、三輪治兵衛の曾孫である官治が願書（四二）を提出したのはそのような事情への対処である。願いの趣旨ははつきりしないが、いつの時代にか扶持は一石に減石されてしまったとはいふものの、それにみあつただけの援助をして欲しいというものである。願書は三月と七月との二度にわたつて提出されている。高木家がこれにどう応じたかは不明である。

本文書の調達金関係の史料は、安永以降天保まで空白となつてゐる。『天保十三寅年十一月迄(良脱力)時多郷領分掛り調達金書出シ』（一五）は、領内における天保三（一八三二）年から、標題にもかかわらず、同一四年までの調達金を書きあげたものである。それによると、元金で七五〇両余が調達されている。そのうち五三〇両余は村々からの調達金である。これら調達金の返済につき、「直命」で申し渡した。その際の記録が天保一四（一八四三）年二月付『御領分村々調達金之儀^{ニ付}御勘定済方御直命を以被仰出候御書付等之控帳』（一七あ）である。たとえば、多良郷村々の六四両余の調達金については、「元金^ニ利足を加へ、当冬一旦返済^ニ取計、又候、右元金を当冬借り入、来辰七月迄に林松材売払、右代金を以、無相違皆済可申候、利足之儀^者、当卯年ヨリ米利壹割、尤、のうちに大部分（四〇〇両余）が村々からの調達金であることに注目される。

嘉永三（一八五〇）年と四年には、「御武用御手當金」の名目で、それぞれ一五両の調達が幾利山の「山子」に命ぜられた。その際の『調達金請取手形』（二一〇）と証文の控（一一）が残つてゐる。幾利山は高木家の「御林山」であり、農民は山年貢を納めて炭焼きをしていた。「山子」とはそのような農民を呼ぶのであろう。返済の条件は、毎年米六斗ずつを渡し、一〇年目に清算することになつていた。

嘉永七（一八五四）年三月には、時郷の村々が調達金急出のため山を売払おうとし、それをめぐつて郷内で「差縛」があつた（二三）。すなわち、「今般、武具御馬具御修復被送、莫太^ニ御物入御座候所、異船追々渡來^{ニ付而ハ}、非常御手當金薄ク被為在候^{ニ付}、右御手當金調達之儀、去丑八月中、御直命を以被仰出」た。そのため「郷中山内、字金潤谷三^ツ俣山之内売払、上納金^ニ可仕一条^{ニ付}、私共村々談示合之儀^{ニ付}、差縛候」というわけである。この事件は小前百姓の「強訴同様」の願出に発展した（『調査報告Ⅳ』三四ページ）。幕末の政治情勢の緊迫化にともない、軍備への多額の出費を村々からの調達金で賄おうとし、村方騒動を惹起した例である。

天保二（一八三一）年の持寄融通講について紹介する（『持寄融通講』八）。この講は西高木家を講元とし、世話方に柏原宿の吉村左八郎と松浦久作および二木金右衛門があたっていた。講会は一年に二度、八年一六会で満講になった。総口数は一三六口、一会につき一口二両の掛金であった。『融通講番付帳』（九）によると、この講への参加者は、西高木家家臣、西高木家役所、東高木家役所、領内の寺院、村役人、村、組、大垣や高田などの出入商人、西高木家の親類筋である尾張藩家中間宮家、おなじく伊勢香取法泉寺、西高木家の持山の利用者である江州梓村、おなじく河内村、そのほか身分は不明であるが、領外の地名を肩書きもつた者などである。また、世話方が一四口余を兼ねていることは、この講が世話方に実務的に「世話」をかけているだけでなく、実際の出資の面からも「世話」をかけており、吉村、松浦、二木にたいする西高木家の依存が大きいことをものがたっている。なお、持ちよられた掛金のうちから、希望者に月七朱の利息で融通した。その一例を天保五（一八三四）年九月付『七会目融通講貸付証文帳』（一五）に拾つてみると、「此度要用付、右加入之融通講質物書入、金三両慥ニ請取、利足七朱之定ニ而借用申處實正也、然ル上者、加入講闘當り之節、急度、返済可申候、右利足之儀者、春秋兩度会毎、急度、相納可申候、万一利銀可滞候ハ、利銀高ニ、会毎、利足分御加被下、元金返済之節、闘當リ并ニ満会割戻シ金ニ而、皆々御勘定可被下候、其節一言之違乱申問敷候、為後日、証人加判一札仍而如件」とある。特徴的な借用証文に注目される。

天保一三（一八四二）年にも「御手元融通付」ということで西高木家が講を取り結んでいる。三月一五日付『御講仕法帳』（三一）によると、講の仕法はつぎのとおりである。一年一回、一〇年で満講とした。落札の額は一口につき一〇両とし、枕金として一口につき一両を講元が「貰請」けた。この講に参加した者は、北高木家役所、高木三家の家臣、足輕格、徒士格、時、多良両郷の寺院、村役人、百姓などである。集まつた口数は一

二九口二五であった。このうち五七口半は「調達金差引懸」であり、さらに二〇口八七五は「当日不懸り之分、当月廿五日迄断」であるので、差引きして五〇口八七五、すなわち五〇両三分二朱が当日集金できたものであった。このうち五両は講会諸雑用として使い、結局、四五両三分二朱が現金として手元に残ったことがわかる。

嘉永元（一八四八）年『相続講仕法帳』（四一）によれば、一口二両掛け、一〇〇口を集めていることがわかる。講会は一年に二度、五年で満講とした。闘當りは、初闘が七両二分、二闘目が三両一分、四闘目から九闘目までが一両二分、拾闘目が一五両と決められた。満講まで、一度も当らないばあいは元金に三分の利足を添えて返還し、二闘から九闘までに三度しか当らないばあいも返還することとした。また、会日に食事を出すことも仕法のうちであった。講元掛り役は三輪孫六郎などの西高木家の家臣が担当した。この講に参加した者は『相続講口寄帳』（三九）で知ることができる。それによると、高木家領を除く西濃全域に散らばっており、苗字を持つものが多いところから、村役人層の者たちではなかろうかと思われる。さらに、「福束輪中惣代」とか「海八拾式ヶ村外惣代」とかの肩書を持ったものが三三口もあり、表面に現われるよりもはるかに広いひろがりをもつてこの講が成り立っていたことがわかる。

つぎの例は講が高木家の特定の出費のために取り結ばれていることがわかるものである。すなわち、安政四（一八五七）年三月一五日付の証文下書（六一）によれば、「江戸御屋敷御普請御入用之内江、御領分時郷村々ニ而別段講会を取結、書面之金高（五〇両）上納有之、慥ニ請取、則、相納、御満足思召候」とあり、高木家の江戸屋敷の普請金として講を結ばせたことがわかる。その返済方法は、「会毎ニ掛出シ銀之処江、御取納米之内、米五石宛、満講迄年々御渡ニ相成候間、村々之内ニ而請取之、請払過不足之儀者、例年品々御書出帳江御勘定仕立可被申候」とあるように、年貢米五石を掛銀のかわりとして返済にあてた。なお、『品々御書出帳』につ

いては『調査報告Ⅱ』で紹介した（五三ページ以下）。

以上のように、講は高木家の財政にとつて、重要な集金手段であることが明らかである。今回一応整理を終えた講関係の文書は一九二点である。そのうちから、右に紹介した以外で、おもなものを表にして掲げる。

(8)

本項には家臣にたいする扶持とは區別すべき扶持の支給に関する文書が分類してある。この種の扶持支給の理由をまとめると、第一に、借金や調達金返済に関連して支給する、第二に、「御勝手向御世話御手当」、第三に「御出入」への支給、の三つに分けられる。

第一の例はあまり多くない。天明五（一七八五）年四月付で、柏原宿の三輪伊右衛門など四名へ五人扶持として米九石を、元金返済まで毎年渡すことにした（一〇一）。これは、宝暦一〇（一七六〇）年に借入した七〇〇両が返済できず、拾人扶持支給をもってそれに宛てていたところ、それも滞り、この年から半減することにしたものである。「勿論、無比類御深切之上ニ候得者、誓神妙、元金返済迄者年々無遅滞、右米急度相渡可申候」とある。この九石は近江側の村々が支払う幾利山年貢のうちから支給することになつており、毎年末、高木家の役人が徵収に出役したその足で弁済してくるのが例であった（『調査報告Ⅲ』三五ページ参照）。そのため「支配・林野・山林」項にも関連する文書が含まれている。

嘉永二（一八四九）年一二月には、用達商人である高田町俵屋七太夫に、八〇両調達に際して二人扶持を、調達金返済まで支給することになった。しかし、扶持支給と調達金との関係が明示してあるのは、仲介人である正覺院と高木家の下役が提出した覚書（一四一）によってであり、高木家の重役が連署し、高木修理が裏判を捺す証文（一四二）には、「其元代々御出入且御勝手向年来実意ニ御取持、御満足ニ候、仍之永々被相贈之候」とあるだけである。俵屋七太夫からは嘉永七（一八五四）年閏七月にも調達金を受け、扶持方一人六分を追加しており（一四三）、都合三人六分を年々支給することになった。

嘉永六（一八五三）年一二月に、高田町中野屋長次の二七両調達にたいし、一石六斗の扶持米を支給することになった。この際も覚書（五〇）と証文（五二）との関係は右にみたとおりである。

なお、「調達金」項に分類した三輪治兵衛関係の一連の文書が示す例もここに関連するものである（五一ページ参照）。

第一の例がこの項ではもっとも多い。とりわけ「御勝手向御世話」の手当としての扶持支給がめだっている。

しかしこの理由は具体性に欠け、調達金の例でみたように、眞の理由が表現されていないことも考えうる。それを知るために高木家の財政活動の歴史に位置づける必要があり、これらの文書を「財政」項に分類したゆえんがここにある。

具体的な理由がわかる例を掲げてみると、用達の手当として支給されているものが多く、天保七（一八三六）年五月に京都大津屋北村宗兵衛（八あしう）、嘉永二（一八四九）年三月に京都龜屋日比野文助（一三あしお）などがある。同四年一〇月には大阪への廻米ならびに産物売捌き関係で多くの用達商人に扶持が与えられている（一五あしけ）。まず、摂州兎原郡東明村加藤庄左衛門には蔵元を命じ、十三人扶持を、大阪東堀具足屋町佐野作兵衛（一五う）、大阪天満堀川端飯田陸蔵にはそれぞれ五人扶持、大阪河野忠蔵に三人扶持、高田町佐竹重兵衛および在所不明の渋谷七郎右衛門、大矢幸助、津田吉兵衛には、「大阪表廻米并産物等取扱方」として二人扶持が支給されることになった。これらは「取引」項に分類した文書と関連している（『調査報告Ⅳ』五一ページ以下）。

嘉永二（一八四九）年一二月付で、「何れも勤功無之、逃去候ニ付、永々御流し候事」と朱書してある一連の文書が残っている（五すしち）。このうちには、天保一一（一八四〇）年一二月付で北山貞助に二人扶持ないしは三人扶持を与えるようという書付がある。その理由は、「勝手向被預御世話候ニ付」ということである。同一二年一月付で「勝手向融通方御世話相成候付、為手当」二人扶持が国友治兵衛に与えられた。同一四年五月朔付で富永五兵衛に二人扶持が支給されている。その書付には、「領分中、櫟樹植付、且、勝手向万端預御世話候ニ付」とある。その月の八日付で、おなじ富永五兵衛あてのつぎのような書付の下書がある。「今般御借財方為御模通、新規御仕法被相立、材木伐出し并御自由炭焼方被相立候ニ付御談之上支配被仰付候間、聊不正之筋無之

様取計可被申候」との文面である。また、扶持支給の証文ではないが、同年六月付、名古屋藪町浅野屋助太郎あて、「勝手向為融通、產物会所取立、諸色売買」の免許状下書も括られている。以上の四人は「勤功無之」とされているところから、高木家と彼らとは主従関係を擬制しており、扶持米支給が「御恩」であり、彼らのたて仕法が「奉公」であったことがわかる。浅野屋助太郎は商人であろうが、のこりの三人はその出自については不明である。おそらく、職業的財政改革者として渡世していた者たちであろう。

嘉永三（一八五〇）年一二月には柏原宿竜宝院に二人扶持が与えられている。その書付（五つ）に「其御許、当家祈禱用從來骨折被相務、且又、時節柄ニ付無余儀要用之儀、御頼申御入精預御世話、満足被致候」とある。竜宝院は借金の口入れを多くしており、この文面の後段はそれを指している。借金の口入れ関係では、江州坂田郡堂谷村谷江藤右衛門も同四年四月に扶持方一人分を支給された。その際の書状下書（五て）が残っている。その文面には、「志賀谷御用所一件段々御苦勞被下、悉、於且那も大慶被致候、就而者右用中為会釈別段扶持方壱人分被差贈之候」とある。「志賀谷御用所一件」とは、紀州藩名目金の返済をめぐる志賀谷役所との交渉を指している。

第三の例は、実は、扶持米支給の理由が明確にならないものである。弘化四（一八四七）年一二月付『覚』（五え）は、西川左助に三人扶持と炭一〇俵、久米三郎に二人扶持を贈るにあたっての証文の下書である。この証文は「高木修理様御内」との肩書で竜宝院が差し出しなっており、高木家用人の三和六左衛門が奥印をしている。「格別之依趣意」としかないが、西川左助は加納宿の商人で、幕末の財政文書に頻出する名前があるので、やはりその関係で扶持を支給されているものと思われる。嘉永四（一八五一）年四月には、「年来御出入之處、追々勤公有候ニ付」として江州多和田村彌三五郎に年々玄米一石が与えられることになった（五と）。文久二（

一八六二）年一二月には谷江時太に「從来出入之証柄ニ付」として一人扶持が与えられることになった（五ま）。さきの谷江藤右衛門との関係が予測されるが、傍証はいまのところ発見できない。慶應元（一八六五）年一二月に高田町の柏瀬彦右衛門へ、「先年より御出入、別段之証柄も在之候ニ付、其許一代限り」一人扶持が与えられることになった（五み）。それぞれに、本来の意味での家臣への扶持支給でないことはまちがいない。

以上のように、本項に分類された文書は、扶持支給という主君と家臣の関係を擬してはいるが、本質的には高木家の財政史との関連で考えるべきものである。封建領主の財政を究明していくうえで、商人の問題は重要なものであり、両者の関係の一表現形態として、この種の扶持は位置づけられるべきものであろう。

（以上）